



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷 神戸市長  
 刷発行人  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	1
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	4
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道狩口台7丁目1号線ほか)	建設局道路管理課	6
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道名谷高丸線)	建設局道路管理課	7
告示	道路法による道路の区域変更(市道糶台91号線)	建設局道路管理課	8
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	9
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	10
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	12
告示	生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	13
告示	生活保護法等による指定介護機関の事業の休止	福祉局くらし支援課	14
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	15
告示	放置物件の事前撤去告示	港湾局神戸港管理事務所	16
告示	神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等	行財政局総務課	17
公告	神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1項の規定に基づく道路の変更又は廃止の承認	建築住宅局建築指導部 建築安全課	18
公告	所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法第40条第1項に基づく公告	建設局公園部整備課	19
公告	開発行為に関する工事の完了(灘区山田町3丁目ほか)	都市局都市計画課	20
教育委員会	令和6年10月27日(日)執行予定の衆議院議員総選挙にかかる個人演説会場の公営施設設備の程度及び納付すべき費用の額等	教育委員会事務局総務部総務課	21
訂正	令和6年10月8日付け神戸市公報第3880号中	建設局道路工務課	35

神戸市告示第368号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月22日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間  
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間  
三宮保管所及び湊町保管所  
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで  
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 33台 原動機付自転車 0台	令和6年9月2日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 0台	令和6年9月6日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 42台 原動機付自転車 0台	令和6年9月10日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和6年9月12日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 17台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 0台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和6年9月14日	
	駐輪場内	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和6年9月17日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 33台 原動機付自転車 0台	令和6年9月18日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 0台	令和6年9月20日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台			
中央区長期放置	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和6年9月21日		
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 42台 原動機付自転車 0台	令和6年9月26日		
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台			
春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台			
駐輪場内	自転車 3台 原動機付自転車 0台			
中央区長期放置	自転車 16台 原動機付自転車 0台	令和6年9月28日		
兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和6年9月3日	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	兵庫区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台		

神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台	令和6年9月5日
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 1台	
和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和6年9月9日
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
兵庫区長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 1台	令和6年9月12日
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和6年9月13日
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
兵庫区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和6年9月17日
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 19台 原動機付自転車 0台	令和6年9月19日
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 22台 原動機付自転車 1台	
兵庫区長期放置	自転車 15台 原動機付自転車 0台	
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 19台 原動機付自転車 0台	令和6年9月24日
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 2台	
駐輪場内	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和6年9月27日
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
兵庫区長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 1台	令和6年9月28日

神戸市告示第369号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月22日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間  
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間  
垂水自転車保管所  
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和6年9月2日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和6年9月6日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 1台	令和6年9月10日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和6年9月13日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和6年9月19日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和6年9月25日	
	垂水区管内長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年10月23日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年11月5日まで一般の縦覧に供する。

令和6年10月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	狩口台7丁目1号線	神戸市垂水区狩口台7丁目185番28地先から 神戸市垂水区狩口台7丁目185番10地先まで	新	12.80	4.20
			旧	12.80	3.60
	舞子34号線	神戸市垂水区狩口台7丁目185番28地先から 神戸市垂水区狩口台7丁目185番28地先まで	新	11.10	4.00
			旧	11.10	2.60

神戸市告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年10月23日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年11月5日まで一般の縦覧に供する。

令和6年10月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	名谷高丸線	神戸市垂水区名谷町字猿倉 284番1地先から	新	44.80	最大 11.60 最小 10.20
		神戸市垂水区名谷町字猿倉 243番1地先まで	旧	44.80	最大 9.40 最小 8.10



神戸市告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年11月5日まで一般の縦覧に供する。

令和6年10月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	糺台91号線	神戸市西区糺台5丁目9番 5地先から	新	230.80	最大 14.50 最小 9.00
		神戸市西区糺台5丁目6番 5地先まで	旧	236.70	最大 14.50 最小 7.00

# 令和6年10月22日 神戸市公報第3882号

神戸市告示第373号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年10月22日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション リノ	神戸市西区竹の台5丁目19番21号	令和6年10月1日
アーチ訪問看護ステーション 神戸	神戸市須磨区須磨本町1丁目1番46号	令和6年10月1日

令和6年10月22日 神戸市公報第3882号

神戸市告示第374号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年10月22日

神戸市長 久 元 喜 造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
医療法人明倫会 老人保健施設あずさ	(新)神戸市東灘区青木3丁目1番48号  (旧)神戸市東灘区本山中町4丁目7番7号	医療法人明倫会	神戸市東灘区本山中町4丁目1番8号	令和6年7月7日	通所リハビリテーション 短期入所療養介護 (介護老人保健施設) 指定介護老人保健施設 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)
神戸ケアエース	(新)神戸市長田区東尻池町1丁目3番2号  (旧)神戸市長田区東尻池町2丁目3番10号	有限会社神戸ケアエース	神戸市長田区東尻池町1丁目3番2号	令和5年12月1日	訪問介護 介護予防訪問介護 訪問型サービス (独自) その他の生活支援サービス (その他/定率)

あおいとり	(新)神戸市長田 区東丸山町10 番5号  (旧)神戸市長田 区檜川町1丁目 1番7号	株式会社 青い鳥	神戸市長田区 東丸山町10 番5号	令和5年 1月10日	訪問介護 介護 予防訪問介護 訪問型サービス (独自)
-------	---	-------------	-------------------------	---------------	--------------------------------------

# 令和6年10月22日 神戸市公報第3882号

神戸市告示第375号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年10月22日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
クラッセ歯科・矯正歯科	神戸市東灘区御影中町3丁目2番1号	令和7年1月1日

神戸市告示第376号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年10月22日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
訪問介護ステーション ウェルカトレア	神戸市北区鈴蘭台西町2丁目2番3号	医療法人社団 顕修会	神戸市北区鈴蘭台西町2丁目21番5号	令和6年10月31日	訪問介護 介護予防訪問介護

神戸市告示第377号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定より、当該指定介護機関の事業を休止したとして届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

令和6年10月22日

神戸市長 久 元 喜 造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	休止年月日	サービス種類
ほっとケアセンター 友の手	神戸市中央区相生町1丁目1番16号	株式会社シェリール	神戸市灘区大内通1丁目3番4号	令和6年6月30日	訪問介護 介護予防訪問介護 訪問型サービス（独自） その他の生活支援サービス（その他／定率）
居宅介護支援事業所 友の手	神戸市中央区相生町1丁目1番16号	株式会社シェリール	神戸市灘区大内通1丁目3番4号	令和6年6月30日	居宅介護支援（ケアプラン作成）

神戸市告示第378号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年10月22日

神戸市長 久元喜造

1. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
山中 崇雅（山中鍼灸マッサージ治療院）	山中 崇雅	神戸市灘区森後町2丁目1番10号	令和6年9月17日
稲垣 初穂（神戸足の治療院）	稲垣 初穂	神戸市灘区森後町2丁目1番10号	令和6年9月17日
戎 葉子（HMSCマッサージ鍼灸整骨院）	戎 葉子	神戸市須磨区前池町3丁目4番1号	令和6年10月1日

2. あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
山中 崇雅（山中鍼灸マッサージ治療院）	山中 崇雅	神戸市灘区森後町2丁目1番10号	令和6年9月17日
稲垣 初穂（神戸足の治療院）	稲垣 初穂	神戸市灘区森後町2丁目1番10号	令和6年9月17日



神戸市告示第379号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第2項に定める港湾隣接区域において、指定する物件を放置（以下、「放置物件等」という。）する禁止行為があったため、同法第56条の4第1項の規定による放置物件等の撤去を命ずべき所有者または占有者、その他権原を有する者（以下、「所有者等」という。）の氏名及び住所を確知することができないため、同法第56条の4第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年10月22日

神戸市長 久元喜造

1 放置物件等

場所 メリケンパーク

管理 番号	放置物件等一覧				
	名称又は種類	形状	数量	放置場所	備考
1～ 3	自転車	シティサイクル型	3	船客待合所・ 北側駐輪場	
5～ 6	自転車	ミニベロ型	2	船客待合所・ 南側駐輪場	
7～ 11	自転車	シティサイクル型	5	フィッシュダンス 音楽練習場南東	
12	自転車	電動アシスト型	1		

\*管理番号は、港湾局神戸港管理事務所が整理の必要上、付した番号です。

2 撤去期限

この告示の日から14日間

3 期限までに撤去しなかった場合の措置

神戸市又は委任した者により、放置物件等を撤去保管する。

4 問い合わせ等

(1) 受付時間 平日 午前9時から午後5時まで。

(2) 連絡先

中央区港島中町4丁目1番1号 ポートアイランドビル6階

神戸市港湾局神戸港管理事務所

電話 304-2501

# 令和6年10月22日 神戸市公報第3882号

神戸市告示第380号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第8条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月22日

神戸市長 久元喜造

文 書 名	使 用 公 印			印影等の 寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書 体	
兵庫県国民健康保険資格確認書	市の印	1	隸書	方11

神戸市公告

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和6年10月22日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R6-5号	令和6年 10月10日	神戸市長田区五番町3丁目2番 4、2番6、2番7、2番8	31.00	4.00

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面  
のとおり

神戸市公告

所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第2条に規定する所有者不明土地について、同法第38条第1項に規定する管理不全所有者不明土地と認められるため、同法第40条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年10月22日

神戸市長 久 元 喜 造

1 対象となる土地の所在地

所在地 神戸市須磨区高倉町1丁目4番2

用途 道路

所在地 神戸市須磨区高倉町1丁目5番2

用途 道路

2 所有者が行うべき措置の内容

周辺に土砂が流出しないようにする等、災害等防止措置を講じること

3 措置の期限

令和6年11月22日

期限までに措置が施工されない場合、神戸市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行います。

4 代執行の時期

令和6年11月23日から令和8年3月31日まで

5 代執行責任者

神戸市建設局公園部整備課長 伊賀 元泰

6 代執行に要する費用の概算見積額

約37,500,000円

7 残置物件等の取扱い

市長等が当該所有者不明土地の災害等防止措置を行う場合、当該敷地内に残置されている残置物件等が措置の弊害になる場合は、敷地内等の適切な場所に移動します。

8 問い合わせ先

神戸市建設局公園部整備課

住所 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸5階

電話 078-595-6472

FAX 078-595-6479

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年10月22日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市灘区山田町3丁目1番1、1番3、2番の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区神田神保町1丁目105番地

旭化成不動産レジデンス株式会社

代表取締役 高橋 謙治

許可番号

令和4年10月6日 第8077号

（変更許可 令和6年8月28日 第2145号）

（変更許可 令和6年9月6日 第2148号）

（変更許可 令和6年9月30日 第2157号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区中野1丁目5番10、5番11、5番16のうち第2工区

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市西区玉津町出合374番地の2

池上 春雄

兵庫県明石市小久保3丁目18番地の26

株式会社 ヨシカワ

代表取締役 吉川 尚孝

許可番号

令和5年7月11日 第8132号

（変更許可 令和6年4月26日 第2117号）

（変更許可 令和6年9月5日 第2147号）

神戸市教育委員会教育長告示第1号

令和6年10月27日(日)執行予定の衆議院議員総選挙にかかる個人演説会場の公営施設設備の程度及び納付すべき費用の額等を次のとおり告示する。

令和6年10月11日

神戸市教育委員会  
教育長 福本 靖

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(東灘区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他					
			演説会場										使用上の 留意事項	放送設備使用可否		電話番号		
			照明					聴衆席備付備品						可	不可			
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室						
1	東灘小学校	アリーナ	930	28									600	なし	土足厳禁	○		411-0556
2	本庄小学校	アリーナ	744	30		2					2		700	ミーティング室	土足厳禁	○		411-0339
3	本山南小学校	体育館	700	21							2		350	講堂控室	土足厳禁	○		452-0071
4	福池小学校	体育館	413	17							1		300	講堂控室	土足厳禁	○		452-5595
5	魚崎小学校	アリーナ	1100	40									600	なし	シート使用 土足厳禁	○		411-6196
6	本山第一小学校	多目的室	112						LED×12				80	なし	土足厳禁	○		411-1974
7	本山第二小学校	体育館	997						LED×40				450	開放教室	土足厳禁	○		431-1441
8	本山第三小学校	体育館	748	28		2					2		600	講堂控室	シート使用	○		411-0005
9	住吉小学校	体育館	1,029	40							4		800	講堂控室	土足厳禁	○		851-2887
10	御影小学校	体育館	459	28							2		600	開放管理室	シート使用	○		851-3673
11	渦が森小学校	多目的室	112						36				60	第一会議室	土足厳禁	○		851-3185
12	御影北小学校	アリーナ	1100			32							200	ランチルーム	土足厳禁	○		851-6809
13	六甲アイランド小学校	体育館	919	30							4		800	なし	シート使用 原状復帰	○		857-3121
14	向洋小学校	クラブハウス ※開放運営委員会から使用承諾	90						28				100	低学年音楽室	土足厳禁		○	857-2450
15	本庄中学校	体育館	818	18	12	2							700	なし	シート使用 原状復帰	○		411-2261
16	魚崎中学校	体育館	447	18	12				24				500	会議室	土足厳禁	○		411-1631
17	本山南中学校	体育館	985	19		2							500	なし	シート使用 土足厳禁	○		412-2033
18	本山中学校	体育館	1,253	29	6						2		800	なし	シート使用	○		411-3742
19	住吉中学校	体育館	1,008	40									500	ミーティング室	シート使用 土足厳禁	○		851-3752
20	御影中学校	体育館	605	24					24				580	その他	シート使用 土足厳禁	○		841-2541
21	向洋中学校	多目的室	121						38				100	なし	土足可		○	857-2481
22	東灘のぞみ幼稚園	遊戯室	143						52				120	なし	土足厳禁	○		411-0667
23	魚崎幼稚園	遊戯室	150										70	保育室	土足厳禁	○		411-9647
24	御影幼稚園	遊戯室	193						32				130	なし	土足厳禁	○		851-2030
25	六甲アイランド高校	体育館	1,300	48		6							1,000	和室	シート使用 土足厳禁	○		858-4000
使用区分及び 納付区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)</li> <li>● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。</li> </ul>																	
その他	<p>(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を          勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。</p> <p>(2) ゴミは持ち帰っていただきます。</p> <p>(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。</p> <p>(4) 控室備品(各校共通) / 机、椅子</p> <p>(5) 演壇備付備品(各校共通) / 演壇、演卓、椅子</p> <p>(6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。</p> <p>(7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。</p> <p>(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。</p> <p>(9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</p>																	

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(灘区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他					
			演説会場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号		
			照 明					聴衆席備付備品						可	不可			
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室						
1	成徳小学校	体育館	735	38									700	なし	土足厳禁	○		821-1001
2	高羽小学校	体育館	700	24							4		500	なし	シート使用	○		841-0541
3	鶴甲小学校	講堂	420	20									300	会議室	シート使用	○		821-0444
4	六甲山小学校	体育館	260		32								100	教室	土足厳禁	○		891-0328
5	西郷小学校	体育館	602	32									500	会議室	シート使用	○		861-2888
6	六甲小学校	多目的室	120					28					70	相談室	土足厳禁	○		881-1071
7	灘小学校	体育館	700	36									300	なし	土足厳禁	○		871-0481
8	西灘小学校	体育館	700	32		2					4		400	なし	シート使用	○		861-8851
9	灘の浜小学校	体育館	700	24									500	なし	土足厳禁	○		802-1750
10	稗田小学校	体育館	613	30							4		691	開放教室	土足厳禁	○		871-0721
11	美野丘小学校	講堂	340			35		70				4	350	なし	土足厳禁	○		871-1381
12	摩耶小学校	第1学習室	30					20					80	なし	土足厳禁		○	861-3172
13	福住小学校	体育館	540	35							54		600	なし	シート使用	○		861-2424
14	鷹匠中学校	武道場	300					210					250	なし	シート使用	○		841-0041
15	烏帽子中学校	体育館	672	25	2			32			2		250	会議室	土足厳禁	○		851-5777
16	原田中学校	体育館	408	28				20					400	多目的室	土足厳禁	○		861-0431
17	長峰中学校	講堂	389		15		75				2		650	教室	シート使用 土足厳禁	○		861-3781
18	上野中学校	講堂	379	300 W × 24					32 W × 24		4		350	講堂控室	土足厳禁	○		871-9681
19	灘すずかけ幼稚園	遊戯室	100					32					50	保育室	土足厳禁	○		861-4550
20	灘さくら支援学校	多目的室	200		24								50	なし			○	802-1200
使用区分及び 納付区分		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)</li> <li>● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。</li> </ul>																
その他		<p>(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を          勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。</p> <p>(2) ゴミは持ち帰っていただきます。</p> <p>(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。</p> <p>(4) 控室備品(各校共通) /机、椅子</p> <p>(5) 演壇備付備品(各校共通) /演壇、演卓、椅子</p> <p>(6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。</p> <p>(7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。</p> <p>(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。</p> <p>(9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</p>																



個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(中央区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他							
			演説会場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号				
			照 明					聴衆席備付備品						可	不可					
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室					可	不可		
1	上筒井小学校	体育館	540	26	4							4	500	なし	シート使用	○		241-1080		
2	なぎさ小学校	体育館	714	40							2		300	あり	土足厳禁	○		252-5611		
3	宮本小学校	体育館	437	LED20個				ステージ 上16本			4基		500	スタディ ルーム	シート使用	○		221-1600		
4	春日野小学校	講堂	280	300 W × 16									300	なし	シート使用	○		231-2461		
5	雲中小学校	ウイングルーム	120					30				6人用×12		なし	土足厳禁 原状復帰		○	231-3441		
6	中央小学校	会議室	100					16					100	なし		○		231-2421		
7	こうべ小学校	体育館	540	23									600	図書室	シート使用	○		221-2539		
8	山の手小学校	体育館	941	28		2		16			56		600	あり	土足厳禁	○		341-8911		
9	湊小学校	体育館	750	30							2		500	なし	土足厳禁	○		360-1200		
10	港島学園 (前期課程)	体育館	704	LED×42									700	図書室	原状復帰 シート使用	○		302-1661		
11	筒井台中学校	武道場	270	15									100	なし	土足厳禁		○	241-3201		
12	渚中学校	体育館	1,254	28							2		1,000	ステージ袖	土足厳禁	○		242-4501		
13	葺合中学校	体育館	639	8				40	18	25			500	会議室	シート使用 土足厳禁	○		241-0444		
14	布引中学校	体育館	315	20		3							500	講堂控室	土足厳禁	○		241-0010		
15	神戸生田中学校	体育館	985	30		2					4		800	クラブハウス	土足厳禁	○		334-1850		
16	湊翔楠中学校	体育館	1,000	36									750	会議室	土足厳禁	○		351-2152		
17	港島学園 (後期課程)	体育館	848	15	10								400	ステージ袖	原状復帰 シート使用	○		302-1771		
18	あづま幼稚園	保育室	96					20						なし	土足厳禁		○	231-0015		
19	神戸幼稚園	遊戯室	176					50					100	会議室	土足厳禁	○		331-4469		
20	港島幼稚園	遊戯室	154				7	15	44	2	10	140	会議室	土足厳禁	○			302-3300		
21	科学技術高校	体育館	1150		56						28		1,500	なし	土足厳禁 シート使用 原状復帰	○		272-9900		
22	葺合高校	体育館	1200	48				18					1,000		土足厳禁	○		291-0771		
23	摩耶兵庫高校	体育館	896	1 KW × 2 / 400 W × 20 / 360 W × 20 / 100 W × 54										600	なし	シート使用	○		360-1316	
24	盲学校	体育館	708	700 W × 20 / 150 W × 4 / 40 W × 2									12		400	会議室	シート使用	○		360-1133
使用区分及び 納付区分		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)</li> <li>● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。</li> </ul>																		
その他		<p>(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。</p> <p>(2) ゴミは持ち帰っていただきます。</p> <p>(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校舎と事前に打ち合わせてください。</p> <p>(4) 控室備品 (各校共通) / 机、椅子</p> <p>(5) 演壇備付備品 (各校共通) / 演壇、演卓、椅子</p> <p>(6) 備付備品の種類及び数量は、校舎によって不足している場合があります。</p> <p>(7) 照明灯数は、校舎により多少増減する場合があります。</p> <p>(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校舎等へご確認ください。</p> <p>(9) <u>受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</u></p>																		

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(兵庫区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他				
			演説会場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号	
			照 明					聴衆席備付備品						可	不可		
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室					
1	神戸祇園小学校	多目的ホール	160			70W(LED)×36						140	多目的室		○		511-2600
2	夢野の丘小学校	多目的ホール	160			20	12					100	会議室3	シート使用	○		521-7430
3	会下山小学校	体育館	400	32							4	500	和室	シート使用	○		577-1501
4	兵庫大開小学校	体育館	475	24		4	16					800	なし	土足厳禁 シート使用	○		575-4773
5	水木小学校	体育館	588	36								450	多目的室	シート使用	○		575-8360
6	和田岬小学校	多目的室	117				16					50	図書室		○		671-1105
7	明親小学校	体育館	470	32								400	多目的室	シート使用	○		651-2855
8	浜山小学校	ミーティングルーム	160				18					50	図書室			○	651-3890
9	夢野中学校	武道場	500			68W(LED)×25							男女更衣室	土足厳禁 シート無し 体育館より椅子 200脚搬入可		○	511-5555
10	湊川中学校	講堂	402			40						400	会議室			○	521-4874
11	兵庫中学校	体育館	580	300W×27			32W×32					400	小控室	上履き使用	○		577-0744
12	須佐野中学校	体育館	554	21							2	600	相談室	シート使用	○		671-4261
13	吉田中学校	体育館	768	28			24					650	会議室	土足厳禁	○		681-3545
14	兵庫くすのき幼稚園	遊戯室	138			24						150	準備室	土足厳禁	○		575-4774
使用区分及び 納付区分		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)</li> <li>● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。</li> </ul>															
その他		<p>(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。</p> <p>(2) ゴミは持ち帰っていただきます。</p> <p>(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。</p> <p>(4) 控室備品(各校共通) /机、椅子</p> <p>(5) 演壇備付備品(各校共通) /演壇、演卓、椅子</p> <p>(6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。</p> <p>(7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。</p> <p>(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。</p> <p>(9) <u>受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</u></p>															

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(北区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他					
			演説会場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号		
			照 明					聴衆席備付備品						可	不可			
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室						
1	有馬小学校	講堂	767				50				6		400	講堂控室	土足厳禁 シート使用	○		904-0170
2	有野小学校	多目的室	368		25									図書室	土足厳禁	○		981-5341
3	藤原台小学校	体育館	920	28									700	家庭科室	シート使用	○		982-5880
4	西山小学校	視聴覚室	130					26					60	相談室	シート使用 土足厳禁	○		952-1800
5	ありの台小学校	災害避難室	120					16					80	なし	土足厳禁	○		981-5111
6	唐櫃小学校	多目的室	100	8									60	会議室	土足厳禁		○	981-5926
7	大池小学校	ふれあいルーム	130					30					90	なし	土足厳禁	○		581-8032
8	花山小学校	ふれあいルーム	112					32					70	なし	シート使用 原状復帰	○		583-1120
9	谷上小学校	講堂	360	21	8	2					12		150	なし	シート使用	○		581-3351
10	箕谷小学校	体育館	450	24									300	クラブハウス	シート使用 土足厳禁	○		581-8030
11	桂木小学校	低学年 多目的室	150					12						ミーティングルーム	原状復帰		○	582-4001
12	広陵小学校	体育館	504	35			24				10		400	管理室	シート使用	○		583-0191
13	筑紫が丘小学校	多目的ホール	162					40					80	クラブハウス	土足可	○		581-1006
14	桜の宮小学校	体育館	350	12		24					2		350	会議室	シート使用	○		591-1009
15	甲緑小学校	あじさいルーム	112							24			32	家庭科室	土足厳禁	○		581-1221
16	山田小学校	体育館	675		20	11		24					200	クラブハウス	シート使用 土足厳禁	○		581-0055
17	小部東小学校	体育館	486		22								400	なし	土足厳禁 原状復帰	○		592-0086
18	小部小学校	相談室	50					14					30	なし	原状復帰		○	591-1761
19	泉台小学校	多目的室	220					30					20	なし	土足厳禁		○	593-7771
20	鈴蘭台小学校	体育館	714	18	12						4		500	なし	土足厳禁	○		592-8181
21	北五葉小学校	体育館	330	20	2			24			9		450	講堂控室	土足厳禁 原状復帰	○		591-1196
22	南五葉小学校	クラブハウス ※開放運営委員 会から使用 承諾	50				32W×24						24	なし	土足厳禁		○	591-1314
23	君影小学校	体育館	440	18	4	12					9		300	会議室	土足厳禁	○		592-0059
24	星和台小学校	体育館	486	10	10						2		600	図書室	土足厳禁	○		593-8200
25	ひよどり台小学校	体育館	500			25					2		500	相談室	シート使用	○		743-0062
26	藍那小学校	体育室	255	22				8			6		100	理科室	土足厳禁	○		591-0367
27	道場小学校	体育館	700	30		2					2		300	体育館控室	シート使用 土足厳禁	○		985-4016
28	長尾小学校	体育館	644	12	4		20	6					500	教室	土足厳禁	○		986-2074
29	鹿の子台小学校	体育館	672	30							4		600	図書室	シート使用 土足厳禁	○		952-1720
30	好徳小学校	体育館	432								25		150	クラブハウス	シート使用	○		958-0004
31	淡河小学校	体育館	306					20			29		200	なし	土足厳禁	○		959-0113
32	有馬中学校	体育館	985	28				32			4		400	相談室	土足厳禁	○		981-5101
33	有野中学校	体育館	700	24		2					2		650	なし	シート使用 原状復帰	○		982-2700
34	有野北中学校	体育館	924	8				10			2	10	800	ミーティングルーム	シート使用 原状復帰	○		987-3057
35	唐櫃中学校	体育室	486	14	14								300	教室	シート使用 土足厳禁	○		982-6461
36	大池中学校	体育館	510	20						10	2		400	なし	土足厳禁	○		581-8034
37	山田中学校	体育館	945		48								800	教室	土足厳禁	○		581-1068
38	広陵中学校	体育館	1,008	36									1,000	会議室	シート使用	○		583-1313
39	桜の宮中学校	体育館	605	LED×30		2					12		600	図書室	土足厳禁	○		593-8001
40	小部中学校	体育館	540	30			1						450	会議室	シート使用 原状復帰	○		592-1177
41	大原中学校	体育館	918		24						3		800	会議室	シート使用 土足厳禁	○		581-6661
42	鈴蘭台中学校	体育館	441	25				5			5		300	研修室Ⅱ	シート使用	○		591-4521
43	星和台中学校	体育館	519	18							2		500	心の教室	土足厳禁	○		593-8400
44	鶴台中学校	体育館	459	30									600	PC室	土足厳禁	○		743-0072
45	北神戸中学校	体育館	792							37			330	カウンセリングルーム	土足厳禁	○		951-0821

46	八多学園（後期課程）	体育館	340	18					12		200	ミーティングルーム	シート使用 土足厳禁	○	982-0049
47	大沢中学校	体育館	679			2	20		28		240	なし	土足厳禁	○	954-0142
48	淡河中学校	体育館	320	500 W × 20							150	相談室	シート使用 土足厳禁	○	958-0301
49	有野幼稚園	遊戯室	150					30			110	保育室	土足厳禁	○	981-5109
50	からと幼稚園	遊戯室	130					36	8	16	100	保育室	土足厳禁	○	981-5317
51	やまびこ幼稚園	遊戯室	128					24			100	保育室	土足厳禁	○	583-1080
52	長尾幼稚園	遊戯室	90					45			130	保育室	土足厳禁	○	986-4123

使用区分及び納付区分 ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。（別添のとおり）  
 ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。

その他 (1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を  
 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。  
 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。  
 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校舎と事前に打ち合わせてください。  
 (4) 控室備品（各校共通） / 机、椅子  
 (5) 演壇備付備品（各校共通） / 演壇、演卓、椅子  
 (6) 備付備品の種類及び数量は、校舎によって不足している場合があります。  
 (7) 照明灯数は、校舎により多少増減する場合があります。  
 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校舎等へご確認ください。  
 (9) 受動喫煙防止のため、市立学校舎においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(長田区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他					
			演説会場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号		
			照 明					聴衆席備付備品						可	不可			
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室						
1	室内小学校	体育室	468	35			12						400	なし	土足厳禁	○		691-0917
2	名倉小学校	多目的室	210					16					100	なし	土足厳禁		○	691-6181
3	丸山ひばり小学校	アリーナ	600	30							2		500	会議室	土足厳禁	○		691-8552
4	宮川小学校	体育館	300		20			16		2			400	なし	土足厳禁	○		631-2721
5	池田小学校	体育館	567	35							2		400	なし	土足厳禁	○		691-1661
6	蓮池小学校	体育館	490	37		9							400	なし	土足厳禁	○		691-4215
7	長田小学校	講堂	334								31		280	講堂控室	土足厳禁	○		631-2731
8	五位の池小学校	講堂	340				104		15			170		第2会議室	シート使用		○	631-2741
9	御蔵小学校	体育館	700	21		12					10		250	その他	シート使用 土足厳禁	○		575-2226
10	真野小学校	体育館	600	24				16			6		300	クラブハウス	土足厳禁	○		671-0190
11	長田南小学校	体育館	380										300		土足厳禁	○		691-1702
12	真陽小学校	体育館	467	21		9			30		6		300	クラブハウス	土足厳禁	○		611-0456
13	駒ヶ林小学校	クラブハウス ※開放運営委 員会から使用 承諾	65					18					40	なし	土足厳禁	○		731-7061
14	雲雀丘中学校	体育館	552	12		2					6		550	会議室	土足厳禁	○		631-8748
15	丸山中学校	体育館	967		34						2		700	なし	シート使用	○		691-0005
16	西代中学校	武道館	337					80					50	なし	土足厳禁		○	691-1521
17	高取台中学校	体育館	473	24		22							550	教室	土足厳禁	○		611-6325
18	長田中学校	体育館	700	32		2					3		800	Mロビー	シート使用	○		671-3757
19	駒ヶ林中学校	体育館	540	21							23		300	視聴覚室	シート使用	○		611-0082
使用区分及び 納付区分		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)</li> <li>● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。</li> </ul>																
その他		<p>(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を          勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。</p> <p>(2) ゴミは持ち帰っていただきます。</p> <p>(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。</p> <p>(4) 控室備品(各校共通) /机、椅子</p> <p>(5) 演壇備付備品(各校共通) /演壇、演卓、椅子</p> <p>(6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。</p> <p>(7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。</p> <p>(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。</p> <p>(9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</p>																

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(須磨区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他					
			演説会場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号		
			照 明					聴衆席備付備品						可	不可			
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室						
1	だいち小学校	アリーナ	750	18	12			2					500	ミーティング室	土足厳禁	○		739-1502
2	若宮小学校	体育館	560	28				20					600	図工室	土足厳禁	○		731-0007
3	西須磨小学校	クラブハウス	100					9					60	会議室	土足厳禁 原状復帰	ホークアップルマイク可		731-0295
4	北須磨小学校	講堂	660	9				30					300	クラブハウス	土足厳禁	○		731-8149
5	高倉台小学校	多目的室	100					18					100	相談室	土足厳禁	○		734-1766
6	多井畑小学校	多目的室	250					48					100	会議室	土足厳禁	○		792-0450
7	板宿小学校	体育館	540	24									400	多目的室	土足厳禁	○		732-4055
8	東須磨小学校	体育館	570	20							2		600	開放教室	土足厳禁	○		731-0448
9	若草小学校	体育館	507								24		400	クラブハウス	土足厳禁	○		743-7311
10	妙法寺小学校	講堂	325		18							4	500	講堂控室	シート使用 土足厳禁	○		741-2559
11	横尾小学校	多目的室	157					40					50	なし	土足厳禁	○		743-4511
12	白川小学校	体育館	592	20								4	400	講堂控室	シート使用	○		792-2619
13	神の谷小学校	活動室	112			24							30	スポーツクラブハウス	土足厳禁	○		791-8277
14	松尾小学校	多目的室	120	14(LED)									40	まつのん会会議室	土足厳禁	ホークアップルマイク可		791-8422
15	東落合小学校	体育館	490	500 W × 21									600	その他	土足厳禁	○		793-1844
16	花谷小学校	体育館	459									40	500	クラブハウス	シート使用	○		791-8272
17	南落合小学校	体育館	458	21	14	9		16				4	600	多目的室	シート使用	○		792-5244
18	西落合小学校	体育館	504	21				24				22	500	クラブハウス	土足厳禁	○		792-5556
19	竜が台小学校	体育館	504	21				14				12	500	体育館控室	シート使用	○		793-1833
20	菅の台小学校	クラブハウス ※開放運営委員会から使用承諾	87	LED×11									46	市民図書室	シート使用 土足厳禁		○	791-0233
21	太田中学校	体育館	400	350 W × 1 / 300W × 20 / 250 W × 4							16		500	舞台袖	土足厳禁	○		732-0854
22	鷹取中学校	体育館	1,008	20									500	会議室	土足厳禁	○		731-0066
23	飛松中学校	格技室	256					108				5	100	なし	土足厳禁	携帯アンブ可		731-9494
24	高倉中学校	体育館	510	23								8	500	会議室	土足厳禁 原状復帰	○		733-1140
25	横尾中学校	体育館	580	25									500	会議室	シート使用	○		743-7322
26	友が丘中学校	体育館	580	30									600	図書室	シート使用 土足厳禁	○		792-5567
27	東落合中学校	体育館	769	30		2		12	8	9			700	会議室	土足厳禁	○		792-5558
28	須磨北中学校	体育館	558	20	2							4	800	図書室	シート使用 控室土足厳禁	○		741-6465
29	白川台中学校	体育館	473	15		4		24					600	ミーティングルーム	シート使用 原状復帰	○		792-5711
30	西落合中学校	体育館	450		24							2	650	会議室	土足厳禁	○		791-8444
31	竜が台中学校	体育館	400		30			24	6	2	2	400	心の相談室	シート使用 土足厳禁 原状復帰	○		791-0762	
32	名谷きぼうの丘幼稚園	遊戯室	114					24					150	なし	土足厳禁	○		793-1866
33	須磨翔風高校	体育館	1,200	300 W × 56									1,000	あり	シート使用	○		798-4155
34	青陽須磨支援学校	体育館	885	300 W × 32				32 W × 28					400	あり	土足厳禁	○		793-1006
使用区分及び 納付区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)</li> <li>● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。</li> </ul>																	
その他	<p>(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。</p> <p>(2) ゴミは持ち帰っていただきます。</p> <p>(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。</p> <p>(4) 控室備品(各校共通) / 机、椅子</p> <p>(5) 演壇備付備品(各校共通) / 演壇、演卓、椅子</p> <p>(6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。</p> <p>(7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。</p> <p>(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。</p> <p>(9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</p>																	

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(垂水区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他				
			演説会場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号	
			照明					聴衆席備付備品						可	不可		
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室					
1	塩屋北小学校	体育館	576	LED×35					14	400	体育館控室	シート使用 土足厳禁	○		752-7575		
2	下畑台小学校	体育館	504	21	23		24			9	600	ステージ袖	シート使用	○		752-6780	
3	つつじが丘小学校	多目的室	135					32		3	50	なし	土足厳禁	○		709-7751	
4	塩屋小学校	開放教室 ※開放運営委 員会から使用 承諾	100			12				2	50	なし	土足厳禁		○	751-4400	
5	乙木小学校	体育館	680	24		2		10		4	600	講堂控室	シート使用	○		752-4205	
6	東垂水小学校	会議室	60					20			40	なし	シート使用		○	751-2623	
7	名谷小学校	図書室	80	LED×24						40	なし	原状復帰		○	707-2481		
8	福田小学校	図書室	80				30				50	なし	シート使用 土足厳禁	○		753-3515	
9	高丸小学校	体育館	704	40							400	クラブハウス	土足厳禁	○		707-8877	
10	千鳥が丘小学校	講堂	310			20		26		9	250	なし	車椅子不可	○		709-1655	
11	千代が丘小学校	多目的室	100					16			10	45	教室	土足厳禁	○		708-8801
12	垂水小学校	体育館	782	40							500	施設開放室	土足厳禁	○		707-6006	
13	霞ヶ丘小学校	多目的室	85					25			60	クラブハウス2	土足厳禁	○		706-0156	
14	東舞子小学校	体育館	378	20							500	音楽室	土足厳禁 シート使用	○		782-2712	
15	舞子小学校	体育館	670	12	18			28	14	6	800	その他	シート使用	○		782-2332	
16	西舞子小学校	ランチルーム	100	LED×13						4	50	クラブハウス	土足厳禁 上履き持参	○		781-0004	
17	西脇小学校	体育館	600							41	400	なし	シート使用 土足厳禁	○		781-9531	
18	多聞東小学校	体育館	700	24				48			350	ステージ袖	土足厳禁	○		783-5868	
19	小東山小学校	多目的室	135					40				なし	土足厳禁 原状復帰		○	784-2656	
20	舞多聞小学校	アリーナ	932	36	4			12		2	700	ステージ袖	土足厳禁 シート使用	○		787-3700	
21	多聞台小学校	講堂	340	23						2	400	クラブハウス	土足厳禁 原状復帰	○		782-0375	
22	神陵台小学校	ランチルーム	138					28			90	なし	中心に柱有り 土足厳禁	○		781-3843	
23	多聞の丘小学校	体育館	960	LED×24 (135W)					LED×14 (25W)			400	ステージ袖	シート使用	○		784-4477
24	桃山台中学校	体育館	700	18						2	700	会議室	シート使用 土足厳禁	○		752-1201	
25	塩屋中学校	体育館	787	24							700	多目的室	土足厳禁	○		753-2271	
26	垂水東中学校	体育館	940	28						4	790	体育館袖	シート使用	○		751-6139	
27	福田中学校	体育館	600	18			24			14	600	多目的室	シート使用 土足厳禁	○		708-1670	
28	垂水中学校	体育館	525					78		11	800	会議室	シート使用 土足厳禁	○		707-6363	
29	歌敷山中学校	体育館	600			24					700	会議室	シート使用 土足厳禁	○		707-8864	
30	星陵台中学校	体育館	1,008		35	4			35		700	武道場	シート使用 土足厳禁	○		709-8810	
31	多聞東中学校	体育館	594	34		12					520	体育館控室	シート使用	○		783-5888	
32	本多聞中学校	体育館	810			21					500	相談室	シート使用	○		784-6310	
33	舞子中学校	体育館	459	20			16			4	300	講堂控室	シート使用 土足厳禁	○		781-0001	
34	神陵台中学校	体育館	455	19						18	500	講堂控室	シート使用	○		781-0700	
35	青山台こぼと幼稚園	遊戯室	150					42			152	なし	土足厳禁	○		752-0700	
36	たるみ幼稚園	遊戯室	155					16			80	なし	土足厳禁	○		704-5114	
37	小東山幼稚園	遊戯室	139					30			90	なし	土足厳禁	○		784-2660	
使用区分及び 納付区分		<p>● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)</p> <p>● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。</p>															
その他		<p>(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。</p> <p>(2) ゴミは持ち帰っていただきます。</p> <p>(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。</p> <p>(4) 控室備品(各校共通) / 机、椅子</p> <p>(5) 演壇備付備品(各校共通) / 演壇、演卓、椅子</p> <p>(6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。</p> <p>(7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。</p> <p>(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。</p> <p>(9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</p>															

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(西区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他					
			演説会場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号		
			照 明					聴衆席備付備品						可	不可			
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室						
1	東町小学校	多目的室	240			4		26					80	図書室	土足厳禁		○	794-4000
2	小寺小学校	クラブハウス ※開放運営委員 会から使用承 諾	125			10		4					40	自習室	土足厳禁		○	791-2950
3	長坂小学校	体育館	699		24							6	300	なし	土足厳禁	○		974-2333
4	有瀬小学校	多目的室	100					36					50	なし	土足厳禁 原状復帰		○	974-2709
5	太山寺小学校	体育館	660	28									300	ミーティングルーム	土足厳禁	○		974-0007
6	井吹東小学校	体育館	942	30				16				4	800	なし	土足厳禁	○		997-0820
7	井吹の丘小学校	体育館	810		36								700	いぶきの丘ハウス	シート使用	○		990-5533
8	井吹西小学校	体育館	970		2							27	700	体育館控室	シート使用	○		997-0114
9	伊川谷小学校	体育館	800	28								4	700	なし	土足厳禁	○		974-0006
10	樋谷小学校	図書室	88			LED×15							40	図工室	土足厳禁 原状復帰	○		991-0004
11	糺台小学校	体育館	750			LED×35						16	600	更衣室	土足厳禁	○		991-1635
12	狩場台小学校	図書室	80					32					60	多目的室	土足厳禁		○	991-3415
13	竹の台小学校	多目的ホール	209					31					100	カウンセリ ングルーム	シート使用 土足厳禁	○		991-4471
14	榎野台小学校	体育館	742										600	体育館控室	シート使用	○		992-2500
15	木津小学校	体育館	632	28									400	なし	土足厳禁	○		994-0003
16	桜が丘小学校	体育館	630	18				12				4	400	多目的室	シート使用	○		994-8010
17	押部谷小学校	体育館	444			24(LED)						10	200	図書室	シート使用	○		994-0002
18	月が丘小学校	体育館	850	23		2						4	400	なし	土足厳禁	○		995-3171
19	北山小学校	視聴覚室	96					24					40	なし	土足厳禁		○	994-8020
20	高和小学校	体育館	794		24							4	350	なし	土足厳禁	○		994-0004
21	高津橋小学校	図書館	120					18					40	にじいろ ルーム	土足厳禁 原状復帰	○		917-6501
22	玉津第一小学校	体育館	800	20								2	600	クラブハウス	土足厳禁 原状復帰	○		928-3790
23	枝吉小学校	クラブハウス ※開放運営委員 会から使用承 諾	96					24					90	クラブハウス	土足厳禁	○		928-0880
24	出合小学校	体育館	739	18								4	600	会議室	土足厳禁	○		928-5516
25	美賀多台小学校	体育館	800									32	500	クラブハウス	シート使用 土足厳禁	○		991-7659
26	春日台小学校	体育館	504	21		2	15	12				23	200	なし	シート使用 土足厳禁	○		961-0251
27	平野小学校	体育館	672	24	2								450	会議室	シート使用 原状復帰	○		961-0011
28	神出小学校	多目的室	80					24					60	図書室	土足厳禁		○	965-0006
29	岩岡小学校	体育館	504	21								16	400	会議室	シート使用 土足厳禁	○		967-0013
30	太山寺中学校	体育館	759	22		2							800	図書室	土足厳禁	○		791-7090
31	長坂中学校	体育館	820	36									800	会議室	シート使用	○		974-3830
32	井吹台中学校	体育館	1,222	28		8						4	800	小会議室	シート使用	○		997-0850
33	伊川谷中学校	体育館	540	18								12	700	相談室	シート使用	○		974-0005
34	樋谷中学校	体育館	759	22									700	本会議室	土足厳禁	○		991-0026
35	桜が丘中学校	体育館	792	18	12	12		2				9	700	会議室	土足厳禁	○		994-8822
36	押部谷中学校	体育館	550	22	1	1							600	なし	シート使用	○		994-0013
37	玉津中学校	体育館	648	30	2					15			700	相談室	土足厳禁	○		918-2266
38	王塚台中学校	体育館	450	30									500	教室	土足厳禁	○		928-1277
39	平野中学校	体育館	562	10	22	2					12		740	図書室	シート使用	○		961-0058
40	西神中学校	体育館	1,239	24		30						6	800	会議室	シート使用	○		992-2700
41	神出中学校	体育館	800	14	14								400	なし	シート使用	○		965-0025
42	岩岡中学校	体育館	864					34					450	なし	シート使用 土足厳禁	○		967-0016
43	いかわ幼稚園	遊戯室	130					18					100	園長室	土足厳禁	○		974-0022
44	おしんべ幼稚園	遊戯室	118					24					80	保育室	土足厳禁	○		994-0279



45	たまつ幼稚園	体育館	919						36		100	なし	土足厳禁	○		928-4724
46	玉津第二幼稚園	遊戯室	211				40				70	3階第二研究室	土足厳禁	○		912-5771
47	岩岡幼稚園	遊戯室	155				46				100	保育室	土足厳禁	○		967-1531
使用区分及び納付区分		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)</li> <li>● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。</li> </ul>														
その他		<p>(1) <u>体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を</u> 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。</p> <p>(2) ゴミは持ち帰っていただきます。</p> <p>(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。</p> <p>(4) 控室備品(各校共通) /机、椅子</p> <p>(5) 演壇備付備品(各校共通) /演壇、演卓、椅子</p> <p>(6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。</p> <p>(7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。</p> <p>(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。</p> <p>(9) <u>受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</u></p>														

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他			
			演説会場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号
			照 明					聴衆席備付備品						可	不可	
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室				
灘区	六甲山幼稚園	六甲山小と共用、休園中												891-1043		
灘区	青陽灘高等支援学校	(使用不可/管理上不適切)												871-1800		
中央区	神戸工科高校	科学技術高校と共用のため昼間・夜間共に使用不可												272-9955		
兵庫区	神港橋高校	学校の事情で全日使用不可												579-3650		
兵庫区	楠高校	湊川中と共用 (楠高校は夜間定時制課程)												521-4700		
兵庫区	女生支援学校	(使用不可/管理上不適切)												576-6120		
北区	八多学園 (前期課程)	八多学園 (後期課程) と共用												982-0048		
北区	大沢小学校	大沢中と共用												954-0310		
北区	山田幼稚園	山田小と共用												581-0321		
北区	道場幼稚園	道場小と共用												985-2674		
北区	八多幼稚園	八多学園 (後期課程) と共用、休園中												982-0547		
北区	大沢幼稚園	大沢小と共用												954-0332		
北区	淡河好徳幼稚園	淡河小と共用												959-0112		
長田区	西野幼稚園	休園中												691-4483		
西区	太山寺幼稚園	太山寺小と共用												974-0021		
西区	櫛谷幼稚園	櫛谷小と共用												991-0331		
西区	平野幼稚園	平野小と共用												961-2011		
西区	神出幼稚園	神出小と共用												965-0088		
西区	いぶき明生支援学校	(使用不可/管理上不適切)												997-6311		
	使用区分及び 納付区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)</li> <li>● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。</li> </ul>														
	その他	<p>(1) <u>体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。</u>かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を          勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。</p> <p>(2) ゴミは持ち帰っていただきます。</p> <p>(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。</p> <p>(4) 控室備品 (各校共通) /机、椅子</p> <p>(5) 演壇備付備品 (各校共通) /演壇、演卓、椅子</p> <p>(6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。</p> <p>(7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。</p> <p>(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。</p> <p>(9) <u>受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</u></p>														

各施設の区分及び使用料（市立学校園）

（単位：円）

使用区分		使用時間	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	終日
			〔9時 ～ 13時〕	〔13時 ～ 17時〕	〔17時 ～ 21時〕	〔9時 ～ 17時〕	〔13時 ～ 21時〕	〔9時 ～ 21時〕
講 堂	高等学校	平日	3,000	3,800	6,000	6,800	9,800	12,800
		土曜日、日曜日、 祝日	4,000	5,000	6,000	9,000	11,000	15,000
	その他	平日	2,300	3,000	5,000	5,300	8,000	10,300
		土曜日、日曜日、 祝日	3,000	4,000	5,000	7,000	9,000	12,000
体育館		平日	2,300	3,000	5,000	5,300	8,000	10,300
		土曜日、日曜日、 祝日	3,000	4,000	5,000	7,000	9,000	12,000
家庭科教室 多目的教室		平日	1,400	1,800	3,000	3,200	4,800	6,200
		土曜日、日曜日、 祝日	1,800	2,400	3,000	4,200	5,400	7,200
普通教室		平日	500	600	1,000	1,100	1,600	2,100
		土曜日、日曜日、 祝日	600	800	1,000	1,400	1,800	2,400
校 庭	高等学校	平日	1,800	1,800	3,600	3,600	5,400	7,200
		土曜日、日曜日、 祝日	2,400	2,400	3,600	4,800	6,000	8,400
	その他	平日	1,500	1,500	3,000	3,000	4,500	6,000
		土曜日、日曜日、 祝日	2,000	2,000	3,000	4,000	5,000	7,000

令和6年10月8日付け神戸市公報第3880号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

令和6年10月22日

(104 ページ告示 指定をした道路の部分)

誤 主要市道山麓線の区間のうち灘区山田町1丁目12番1地先から灘区山田町3丁目4番1地先までの上下線

正 市道鈴蘭台143号線の区間のうち北区鈴蘭台北町1丁目13番10地先から北区鈴蘭台北町2丁目23番18地先までの上下線